

交通災害共済

交通事故の被害にあわれた場合は、必ず警察にお届けください。
軽微な事故（例：自転車の単独事故）でも、必ず警察にお届けください。
もしも事故が発生した場合は、速やかにお近くの交通共済までご連絡ください。

交通事故による死亡・障害や入院・通院を保障。

重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報（12頁〜））を必ずお読みください。

特長

- 1口につき最高150万円の保障、最高6口で900万円を保障します。
- 駅構内、空港などの改札口内の事故や道路通行中の建造物の倒壊や物の落下による事故も保障します。国外の交通事故も保障します（死亡・障害のみ）。
- 加盟組合が主催、またはJR会社等と共催、あるいはJR会社等が主催するスポーツレクリエーション（一定の条件があります）中の事故も保障します（通院は5日以上の場合が対象です）。
- 1事故に被共済者1名につき証明書料5,000円をお支払いします。

ご契約いただける方

- ① 契約者（本人）、配偶者、親（養親を含む）、子（養子を含む）は、どこに住んでいてもご加入できます。
- ② 契約者（本人）と同居・同一生計のすべての親族。
※ 年齢、健康状態に関わらず、ご加入できます。

ご契約期間

毎年7月1日～6月30日までの1年間です。
契約期間の途中からでもご契約を受付します。
途中契約の効力発生日は以下のとおりです。

- ① 現金納入の場合 … 掛金お支払い日の翌日午前0時から
- ② 郵便払込の場合 … 払込消印日の翌日午前0時から
- ③ 賃金控除の場合 … 控除月の翌月1日午前0時から

こんな時に共済金をお支払いします



交通事故全般による死傷



急停車・急発進・バウンドなどによるケガ



自動車のとび込みによる死傷



走行中の車からの落下物・投下物による事故（車のはねた石などによるケガ）



自動車走行中の落石等による事故



航空機に搭乗中の事故



自転車運転中の単独事故



交通機関乗車中の火災による死傷または避難中のケガ



JR 職域内で発生した運行中の交通機関による死傷事故



駅改札口内の転倒等でケガ（乗客に限定）



加盟組合主催・共催、JR会社主催のスポーツレクリエーション中のケガ



建造物からの物の落下等による被害

掛金

1口月額100円。年額1,200円。
1人につき最高6口までご契約いただけます。

保障内容

共済金の種類	1口あたり保障額	最高保障額
死亡共済金	150万円	900万円
障害共済金	1級	900万円
	～14級	～36万円
入院共済金（180日限度）	3,000円	1日につき18,000円
通院共済金（90日限度）	1,500円	1日につき9,000円

※入院は、事故の日からその日を含めて90日以内に開始した入院に対し、連続して5日以上入院で事故の日を含めその日から270日以内で最高180日を限度にお支払いします。
入院4日間は通院共済金をお支払いします。
※通院は、事故の日からその日を含めて90日以内に開始した通院で事故の日を含めその日から270日以内で最高90日を限度にお支払いします。

ご契約基準

契約（口数）	掛金（月払い）	掛金（半年払い）	掛金（年払い）
1口	100円	600円	1,200円
2口	200円	1,200円	2,400円
3口	300円	1,800円	3,600円
4口	400円	2,400円	4,800円
5口	500円	3,000円	6,000円
6口	600円	3,600円	7,200円

交通事故証明書等の特例と共済金の削減について

- (1) 交通事故証明書は、自動車安全運転センター発行の交通事故証明書、またはこれに代わるべき第三者の発行する交通事故を証明する書類が必要です。
- (2) (1)の証明書等が取れない場合、第三者の目撃証明書または示談書をもって交通事故の証明書とすることができます。
- (3) (1) (2)の証明書等が取れない場合に、特例として交通事故報告書を提出する場合は、入院・通院共済金額単価の減額と支払日数の最高限度が制限されます（通院共済金は通院5日以上が対象です）。

共済金をお支払いできない場合（免責）

- (1) 契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- (2) 被共済者の無免許運転、飲酒運転。
- (3) 被共済者である親族が職業運転中もしくは搭乗中の場合（試運転・訓練・競技・興行（練習含む）を含む）。
- (4) 戦争その他非常の出来事。